平成２４年（フ）第８０号
鹿児島県鹿児島市田上８丁目19番８号
債務者　山下　隆伸
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内山　和哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２２９９号
大阪市東淀川区北江口２丁目３番９―204号
債務者　東　眞紀子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　敏彰
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第８号
北海道稚内市港４丁目７番15号　築田ＡＰ２階
債務者　戸鼻ひとみ
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２４年（フ）第１４０号
愛知県一宮市神山２丁目９番13号　ガーデンハイツ神山110号
債務者　平野富美子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１６５０号
堺市東区北野田610番地28　大発マンションＢ棟201号
債務者　松崎三千森
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３７４号
堺市堺区向陵東町１丁７番19号　大空マンション11号
債務者　岡本　基樹
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３９２号
堺市南区若松台２丁３番９―109号
債務者　皆川　梨加
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３９９号
堺市堺区甲斐町西３丁２番27号　グランディール堺302号
債務者　粂　伊勢子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４０９号
大阪府高石市西取石８丁目６番10―103号
債務者　川田　正恵
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４１７号
堺市中区辻之1401番地16、従前の住所大阪市阿倍野区王子町４丁目１番101―904号
債務者　平田　洋子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４２３号
大阪府松原市東新町５丁目５番５号
債務者　吉山　益弘
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４４８号
大阪府高石市羽衣５丁目９番30号
債務者　徳永多鶴代
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１７２号
沖縄県浦添市屋富祖１丁目３番５号　川満アパート302号
債務者　川満　孝枝
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１８４号
沖縄県南城市佐敷字佐敷480番地１
債務者　平良　　出
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１８９号
沖縄県那覇市松島２丁目１番地30　コーポ宝口201
債務者　宮城　福子（旧姓仲松）
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３１２号
仙台市若林区六丁の目南町１番18号　ヒロ・ポートレル301、住民票上の住所仙台市宮城野区福田町１丁目８番18―501号
債務者　庄司　勝海
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２１号
宮城県気仙沼市笹が陣４―５　気仙沼公園住宅８―６、住民票上の住所宮城県気仙沼市唐桑町小鯖128番地
債務者　菅野　幸江
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部